

# 第 27 回総会議事録

(令和 4 年 9 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第27回総会 議事録	
日 時	令和4年9月26日（月）14時00分～15時50分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認について</p> <p>第5号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した6月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第9号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第10号 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の事前調査結果について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>14番 許可相当</p> <p>15番 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>16番 許可相当</p> <p>17番 許可相当</p> <p>18番 許可相当</p> <p>19番 許可相当</p> <p>20番 許可相当</p> <p>21番 許可相当</p> <p>22番 許可相当</p> <p>23番 許可相当</p> <p>24番 許可相当</p>

	<p>第3号議案 40番 証明交付 41番 証明交付 42番 証明交付 第4号議案 9番 利用確認 第5号議案 3番 指導決定 第6号議案 5番 証明交付 6番 証明交付 7番 証明交付 8番 証明交付 9番 証明交付 第7号議案 6番 決定</p>
議 事	
	<p>(開会 14時00分)</p>
事務局	<p>事務局より出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第27回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号16番小池誠一郎委員、17番小川名重典委員にお願いします。 それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。14番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は元々約1,300㎡の田でしたが、南側の一部が県道川崎町田線の事業予定地となっており、令和4年3月に分筆しました。申請地はその残地で、今後も効率良く耕作するために、北側隣接農地で水稲耕作をしている譲渡人に売却することとなりました。 譲受人世帯の経営農地は約56aで青葉区の下限面積の30aを超えております。 全部効率要件については、既に隣接農地を大変綺麗に耕作しており、問題ないと考えます。 通作距離についても、ご自宅から徒歩5分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており、常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件も満たしています。 以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思</p>

	<p>われます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>14 番について地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。</p>
森田推進委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>14 番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、14 番は許可とします。 続いて、15 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は主に花卉栽培を営む農家で、農業拡大をしたいとのことで申請がありました。譲受人の経営農地は、約 74a で青葉区の下限面積の 30a を超えています。譲受人の経営農地は全て良好に耕作されています。取得後はハウスを建て、花卉栽培を予定しています。</p> <p>また、通作距離についても、桜台の自宅から約 2 キロ、車で 10 分の距離と問題なく、申請者本人は年間 350 日程度従事しており、常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件も満たしています。</p> <p>以上、農地法第 3 条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>15 番について地区担当の野路委員の意見はいかがですか。</p>
野路委員	<p>現地を確認しました。事務局の説明のとおり、問題ありません。</p>
議長	<p>15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、15 番は許可とします。</p> <p>続いて、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。16 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は自動車買取・販売業を営んでおり、現在都筑区にある本店を含め 5 か所に分けて 100 台以上の車両を保管しています。購買希望者を保管場所に案内し、車を確</p>

	<p>認してもらっていますが、現在の保管場所は狭いためドアが開けられない等、不都合があり改善したいと考えておりました。また保管場所が点在していることも案内するにあたって効率が悪いいため、本店から離れている3か所の置場を解約し、1か所にまとめることで営業効率の向上を検討していました。本店の近くで集約して置ける土地を探したところ、適地が見つかったため転用するものです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に新吉田第二小学校、新吉田東三丁目公園があります。</p> <p>敷地内は転圧し砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。南側隣接地境界に沿って3段積ブロック塀を新設し、南側以外は既存の擁壁等を活かします。所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、申請地は1000㎡を超えておりますので雨水浸透阻害行為許可申請が必要ですが、道路局河川管理課で受付済みです。オーバーフロー分の雨水については、前面道路の合流管に接続し排水する旨を港北土木事務所に相談済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	16番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
議長	16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、16番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手)
職務代理	賛成多数と認め、16番は許可相当とし市に進達します。 続いて、17番ですが、議事参与の制限により、角田会長はいったん退室をお願いします。
	(角田会長 退室)
	それでは17番について事務局から説明してください。
事務局	申請は、それぞれ土地所有者が所有地以外の土地について使用貸借権を設定し、法人へ貸し付ける申請となっています。申請人は、高齢のため申請地の活用を考えていたところ、従業員用の駐車場としてとして使用したいとの申し入れがあり申請するものです。借受法人は折本町に支店がある法人です。現在使用している駐車場の契約の更新ができなくなり、支店から近く、更新不能に伴いあぶれてしまう30台分を駐車できる代替地を探しておりました。

	<p>これらの問題を解決できる面積の土地を探していたころ、申請地以外見つかりませんでした。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、付近には折本町公園と折本西耕地公園があります。敷地内は全面砕石敷による雨水自然浸透とし、南側との道境界には既設のCB擁壁に加え、一部同規格の擁壁を新設します。西、東側農地との境は単管パイプと鋼板で土留めを行い、農地へ砕石等が越境しないよう防除します。進入路は既設進入路を利用し砕石で転圧します。</p> <p>以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
職務代理	17番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。
根本推進委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
職務代理	<p>17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、17番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、17番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>角田会長の入室をお願いします。</p> <p>(角田会長入室)</p>
議長	続いて、18番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は相模原市で土木業を営む法人で、賃借している資材置場について立ち退きを求められ移設先を必要としておりました。東名高速道路と第三京浜道路を利用しやすい位置にあり横浜エリアの取引先へアクセスが良く800㎡～900㎡の有効面積の代替地を探したところ、条件が合う土地は申請地のみでした。</p> <p>立地基準については、市街化区域500m以内に存する農地で、10ha以上の集団農地に含まれない第2種農地となっております。</p> <p>被害防除については、敷地内は転圧し砂利敷きとします。3箇所浸透柵を設置し雨水処理します。周囲は南側・東側はCB2段を新設し、北側・西側は既存H型鋼板を生かし土砂流失を防止します。隣接地権者には計画について説明し了承を得ております。</p> <p>以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	18 番について、担当の小原推進委員の意見はいかがですか。
小原推進委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
議長	<p>18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、18 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、18 番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>続いて、19 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、中区不老町一丁目に本店を置く土木建築工事を行う法人です。現在、神奈川区三枚町の借地に資材を置いています。受注件数が増え、資材が置ききれず、受注の都度発注せざるを得ないものもあるため、業務に支障をきたしています。そのため、現在の資材置場を解約し、適当な面積の土地に移転する必要があります。申請地は、現場へのアクセスがしやすく、面積が適当なため選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に菅田西長谷公園と菅田廻三戸公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、敷地内は砂利敷きとし、浸透枿を設け、雨水を浸透させます。東側は地先ブロックとトラロープ、南側はコンクリートブロック3段、西側はRC擁壁とフェンスを設置します。北側は既存土留めを活かし、フェンスを設置します。</p> <p>申請地の中央にある払下げ予定の国有地を含めて、一体利用する計画です。払下げについては、関東財務局横浜財務事務所に確認済みです。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	19 番について、担当の金子委員の意見はいかがですか。
金子委員	問題ありません。
議長	<p>19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、19 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、19 番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>続いて、20 番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>本申請による転用用途は、洗車場です。譲受人は神奈川県内にて洗車場事業を展開しており、市場調査により本申請地周辺において洗車場の需要を見込んでいます。</p> <p>このたび、譲受人と譲渡人の話がまとまったことから転用申請がなされたものです。農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m内に近隣公園である中川八幡山公園と街区公園である中川ききょう公園があります。申請人の所有農地には違反転用地はありません。敷地内は北側法面を除きアスファルト舗装により水勾配をつけ、新設する雨水側溝と前面道路の公共下水道管を接続し雨水処理を行います。汚水は新設する汚水管を通じて油水分離槽で処理し公共下水道管に流します。北側法面は舗装をせず現状のままとします。北側法面・東側宅地・西側宅地との境にはコンクリートブロック1段と高さ1.5mのフェンスを新設し、隣地への雨水流出の防止と騒音の軽減を図ります。なお、隣接地に農地はありません。雨水浸透阻害行為許可について、整備計画の有効面積は990㎡のため、申請不要であることを横浜市河川管理課へ確認されています。</p> <p>また、公共下水道管への接続及び車両出入口にあたる歩道構造物の切り下げ工事について、都筑土木事務所に確認されています。</p>
議長	20番について、担当の吉野推進委員の意見はいかがですか
吉野推進委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
事務局	<p>なお、令和4年9月21日に本申請について、中央農業委員会事務局窓口へ要望書及び反対署名の提出がありました。要望書によると、24時間営業のコイン洗車場が稼働することで早朝・深夜に関わらず大型ダンプ等を含む車両が出入りすることや洗車機の使用音が大きいことが推測され、加えて前面道路が通学路であることから子供たちの登下校の安全性や住環境の悪化を心配されておられるとのことでした。そのため、本申請地における洗車場の稼働を周辺住民が強く反対していることを、農地転用の許可・不許可の判断基準の一つの要因とするよう強く要望されるとの主旨でした。</p> <p>農地転用の許可判断では、転用事業の確実性や被害防除等について予め定められた基準をすべて満たす際は許可を行うこととなります。周辺住民の同意・不同意は許可基準に定めがないことから、周辺住民が反対されていることを理由として不許可とすることはできません。このことについては、要望書及び反対署名を提出された方へもご説明済みです。</p>
議長	<p>20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、20番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、20番は許可相当とし、市に進達します。</p>

<p>事務局</p>	<p>続いて、21 番について事務局から説明してください。</p> <p>譲受人は、都筑区池辺町に本社を置き木材リサイクル事業を営んでいます。駐車場を複数賃借していますが、その中の都筑区池辺町の駐車場の解約を求められています。また、駐車場が足りず、自動車会社に置かせてもらっている車両があり、退去させなければなりません。そのため合計 9 台の置き場を確保する必要があります。また、業務効率を上げるために、取引先の多い緑区・港北区・神奈川区エリアに駐車場を設置する必要があります転用するものです。面積、エリア、高速道路へのアクセスのしやすさ等の条件を満たす土地を探したところ、申請地以外見つかりませんでした。</p> <p>立地基準は第 2 種農地です。500m 以内に菅田中学校があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、敷地内は砕石敷きとし、浸透柵を設け雨水を浸透させます。東側は農地が残るため、土留鋼板を設置します。北側は水路への転落防止のため単管柵を設置します。西側は既存の土留を活かし、南側の出入口部分は R C 補強をし砕石の流出を防止します。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>21 番について、担当の金子委員の意見はいかがですか。</p>
<p>金子委員</p>	<p>現地を確認しましたが、問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、21 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、21 番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>続いて、22 番ですが、議事参与の制限により、鈴木推進委員はいったん退室をお願いします。</p> <p>(鈴木推進委員退室)</p> <p>それでは、22 番について事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は、千葉県千葉市に本店を置き、首都圏を中心にレンタカー事業を営んでいます。横浜市内では、港北区と都筑区の駐車場を 3 か所賃借していますが、2 か所の契約が終了します。そのため、事業拡大に伴う増車分を含め、76 台の保管場所を確保する必要があります転用するものです。申請地は、高速道路へのアクセスがしやすく、面積が適当であるため選定されました。</p>

	<p>立地基準は第3種農地です。500m以内に三枚町第三公園と片倉内山公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。被害防除について、敷地内はアスファルト舗装とし、雨水は東側にU字溝を設置して集水し、北側に設置する雨水浸透施設で浸透させ、道路側溝に排水します。東側に設置する洗車機の汚水は、北側の污水管に接続し排水します。西側にコンクリートブロック2段を設置し、東側、南側は既存の擁壁を活かします。雨水浸透阻害行為について道路局河川管理課に申請済みです。</p> <p>なお、前面道路に県立城郷高等学校が利用する県有地が含まれているため、神奈川県教育委員会から教育財産使用承諾書を取得しています。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	22番について、担当の金子委員の意見はいかがですか。
金子委員	現地を確認しましたが、問題ありません。
議長	<p>22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、22番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、22番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>鈴木委員の入室をお願いします。</p> <p>(鈴木委員 入室)</p> <p>続いて、23番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、申請地の隣地で造園土木業を営んでいます。以前、神奈川県菅田町の借地に樹木を保管していましたが、畑であり、所有者から返還を求められたため解約をしました。現在、受注を絞り、受注の都度、発注してやりくりしていますが、業務に支障をきたしているため、転用するものです。樹木を最大25本保管でき、本社から5分以内で移動できる場所を探したところ、申請地以外見つかりませんでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。</p> <p>被害防除について、敷地内は土のままに雨水を自然浸透させます。加えて、西側にU字溝と雨水枡を設置し、隣地の本社敷地の排水枡に接続します。南北の畑との境界にコンクリートブロック2段を設置します。東側に出入口を設け、東西は既存の土留めを活かします。</p>

	<p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>23 番について、担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。</p>
鈴木推進委員	<p>現地を確認しましたが、問題ありません。</p>
議長	<p>23 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、23 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、24 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は申請地隣地に分家住宅を建築し居住していますが、居宅をバリアフリー化し、息子と二世帯で居住することになりました。現在の敷地では手狭なため、申請地まで拡張して自己住宅を建て替えたく農地転用を申請するものです。立地基準は第 3 種農地です。300m以内に上川井インターチェンジがあります。敷地内は植栽部分を除き、砂利敷きとします。雨水は自然浸透させるとともに新設の U 字溝及び柵に集水し、前面道路側溝に排水します。住宅の汚水は公共下水道に接続します。北側境界はコンクリートブロック 2 段、東・西側境界は鉄筋コンクリート擁壁を設置し、隣接農地への土砂流出を防止します。</p> <p>他法令ですが、建築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。風致地区内行為許可申請について、建築局建築企画課にて受付済みです。</p> <p>以上、5 条許可相当として市へ進達したいと考えておりますので、御審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>24 番について、担当の阿部委員の意見はいかがですか。</p>
阿部委員	<p>現地を確認しましたが、問題ありません。</p>
議長	<p>24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、24 番は許可相当とし、市に進達します。</p>

<p>事務局</p>	<p>続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。40番から42番までについて、事務局から説明してください。</p> <p>40番について、立地基準は第2種農地です。10年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>41番について、立地基準は第2種農地です。31年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>42番について、立地基準は第3種農地です。位置形状からみて耕作不適地であることを確認しました。</p>
<p>議長</p>	<p>40番から42番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、40番から42番までについて証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数のため、40番から42番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。</p> <p>9番について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらの案件につきましては、現地調査により、露地野菜畑、果樹畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。地区担当の岡部委員にも確認いただいております。</p> <p>以上のことから、町田税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>9番について、担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
<p>岡部委員</p>	<p>問題ありません</p>
<p>議長</p>	<p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、9番は指導決定とします。</p> <p>続いて、第5号議案「農地造成工事の承認について」審議します。3番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>今回の造成工事は、傾斜地である申請地にハウスを建てるための平らな部分を作ることが目的です。申請地は、西側が公道、北、東、南側が農地に接した土地です。隣接地権者から造成工事の同意を得ております。盛土の高さは最大2mで、土は神奈川県羽沢町から申請地西側の公道を通り搬入します。また、北、西側に素掘り側溝を設け、北東に泥溜め柵を設けます。法面はわら芝を施工します。</p> <p>以上、計画は妥当と考えますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>3番について、担当の金子委員の意見はいかがですか。</p>
金子委員	<p>隣地に影響がないようにするとのことですので問題ありません。</p>
議長	<p>3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、3番は指導決定とします。</p> <p>続いて、第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。5番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>令和4年7月8日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
議長	<p>5番について、担当の斎藤推進委員の意見はいかがですか。</p>
斎藤推進委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、5番は証明交付とします。</p> <p>続いて、6番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>令和4年2月18日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となった</p>

	<p>め、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
議長	<p>6番について、担当の白井委員の意見はいかがですか。</p>
白井委員	<p>対象者の方はよく知っている方です。問題ありません</p>
議長	<p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>賛成多数と認め、6番は証明発行とします。 続いて、7番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>買取申出の事由は、令和3年12月26日に主たる従事者である野口清美さんが死亡したため、今後の農業の継続が困難となったためです。当該生産緑地は自宅前にあり、体調が悪化した令和2年くらいまで管理されていたとのこと。「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。 ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>7番について、担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。</p>
佐藤推進委員	<p>子である願出人に伺ったところ、体調が悪くなるまでは父が耕作していたとのことでした。農産物は自宅用、近所配布用のみだったので農業申告はしていないとのことでしたが、隣接農地の耕作者に伺ったところ、体調悪化するまでは良く耕作していた、とのことでした。主たる従事者で間違いないと考えます。</p>
議長	<p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>賛成多数と認め、7番は証明発行とします。 続いて、8番について、事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>令和4年4月17日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対して買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
大立委員	<p>8番について、担当の大立委員の意見はいかがですか。</p>
議長	<p>問題ありません。</p> <p>8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、8番は承認とします。 続いて、9番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和4年9月2日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
大矢推進委員	<p>9番について、担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。</p>
議長	<p>問題ありません。</p> <p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、9番は証明発行とします。 続いて第7号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。6番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、10月5日を期限として事務局までご連絡ください。
議長	6番について、あっせんに協力します。  以上で第27回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第10号について、野路委員お願いします。
職務代理	報告事項第1号から第10号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第10号まで一括で報告。
職務代理	第1号から第10号について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第10号までを了承とします。 報告は以上です。  これをもちまして第27回総会を終了します。  (閉会 15時50分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和4年 月 日

議長

署名人

署名人

令和4年9月26日開催 第27回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		欠席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		欠席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	議事録署名人
17	小川名重典	連合会理事	出席	議事録署名人
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		出席	
10	内田英一		欠席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		欠席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし